

特定非営利活動法人 横断型基幹科学技術研究団体連合
会費等に関する規程

2006年4月24日制定

2017年4月28日改正

(目的)

第1条 この規程は定款第8条に基づき会費等を定めるものである。

(入会金)

第2条 当面徴収しない。

(年会費)

第3条 正会員は、前年度9月末日における各団体所属の正会員数に応じて次の年会費をおさめるものとする。

当該団体の正会員数 300名未満・・・・・・・・・・3万円

当該団体の正会員数 300名以上 1500名未満・・・・・・5万円

当該団体の正会員数 1500名以上 3000名未満・・・・・・7万円

当該団体の正会員数 3000名以上・・・・・・・・・・10万円

第4条 一般会員は、次の年会費をおさめるものとする。

3万円

第5条 ただし会員加入期間が6ヶ月に満たない場合は前2条の会費のうち、加入月を含む月数分を当該年度の会費とする。

第6条 定款第29条に明記されているように、前3条の会費区分は総会における表決権等の会員の権利を何ら制約するものではない。

(雑則)

(ア) この規程の改定は総会の議決を要する。

附則

1 この規程は平成18年4月1日より適用する。

2 この規程は平成29年2月1日から施行する。